NEW 発売予定

厚生労働省 - Ministry of Health, Labour and Welfare -

「墜落制止用器具の規格」

PERSONAL FALL ARREST SYSTEMS

2018年6月 2019年2月(施行段階①) JIS規格(T8165)の公示 2019年8月(施行段階②) 2022年1月2日より(施行段階③) 現行品の製造終了(7月末まで) 労働安全衛生法 現行品の使用は禁止 販売/出荷 新規格対応品の出荷/販売開始 現行品の在庫出荷/販売は以降も可能 現行品の販売は終了

■安全帯の分類と名称

・省令により安全帯の名称は「墜落制止用器具」となります。(ただし安全帯という言葉を使用続けることは差し支えありません)

■改正のスケジュール

・墜落制止にはフルハーネス型を用いることが原則です。



種別	用途による種類	種類	ショックアブソーバ の種類	ランヤードの 種類			
A種	墜落制止用器具	フルハーネス型	第一種	タイプ1			
			第二種	タイプ2			
シュッカフーバードの領知により「カノデ1」と「カノデ9」によりませます							

右の[フルハーネス型用ランヤード]と合わせてご覧ください

[フルハーネス型用ランヤード]

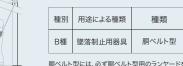
D

作業中のフックの取り付け位置や落下距離、性能の基準により「第一種」と「第二種」があります。

ショックアブソーバ	フックの	自由落下	基準	
の種類	取り付け位置	距離	衝擊荷重	ショックアブソーバの伸び
第一種	腰より上の位置	1.8m	4.0kN以下	1.2m以下
第二種	上記及び足元付近まで	4.0m	6.0kN以下	1.75m以下

実際の使用状況を考慮し、タイプ1については1.8mを超える自由落下距離で性能試験を行います。 タイプ2のフック取り付け位置は足元までを想定し、規格の要求値に基づいた設計が行われますが、タイプ1と 比較し衝撃荷重と落下距離は増えます。

フルハーネス型は、胴ベルト型と比較して落下距離が長くなる傾向に あります。作業床の高さが6.75m以下で、墜落時に地面に到達する 危険のある場合には胴ベルト型の使用が認められます。



※ 一般的な建設作業の場合は 5m以上、柱上作業等の場合は 2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

胴ベルト型には、必ず胴ベルト型用のランヤードを使用してください。

ワークポジショニング用器具 [柱上用安全帯の位置付け]

フルハーネス型 墜落制止用器具



■「安全衛生特別教育」

-安衛則·安全衛生特別教育規定

対象者は特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を 受講しなければなりません。

■ 高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、 フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)等の 業務を行う作業者。

■使用者の体重(装備を含む)について

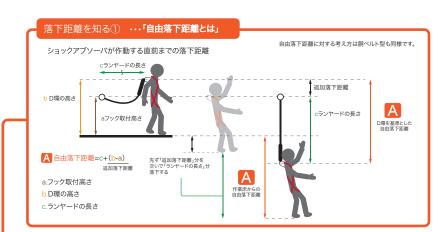
- ・装備品を含む着用者の体重に注意してください。墜落制止用器具は 着用者の体重およびその装備品の重量の合計に耐えるものでなけ ればなりません。
- ・本リーフレット掲載製品の使用可能な最大質量は「100kg」です。

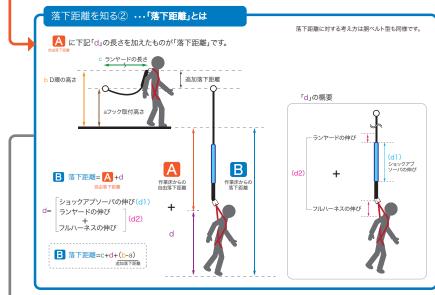
■落下距離を知ることが製品選びの第一歩

今回の規格改正では、衝撃を複数ヶ所に分散させることができるフル ハーネス型の原則使用と同時に、現行規格の製品よりもランヤードの 衝撃(使用者の質量 × 落下距離)を吸収する能力を高めることが求め られています。

相応のショックアブソーバをランヤードに備えることで上記の目標は 達成できる一方、墜落時の落下距離は長くなります。2 製品等に記載の性能をご確認の上、ご自身の作業環境に応じた製品

- *1 現行規格では85kgの落体をランヤードの長さ分自由落下させるのに対し 新規格では100kgの落体を2.3m (標準)落下させる性能試験を行います。
 *2 衝撃吸収能力を高めるためには衝撃を受けた際のショックアプソーバの
- ー 伸び代を増やす必要があり、その結果落下距離は現行規格品と比較して 長くなります。





- 作業床の高さ>落下距離 → 適切な製品と使用方法である
- 作業床の高さ≦落下距離 → 墜落時に身体が地面に到達する恐れ

実際の作業床の高さと落下距離を比較し 問題がないか必ずご確認ください。